

第 4 章

南海トラフ巨大地震等対策計画

第1節 総 則

1 計画の目的

本章に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、山添村における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

2 計画の基本方針

- (1) 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、奈良県においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号において奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、県内全域を対象としてその対策を推進してきた。
- (2) この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組みを促進し、県及び村による「公助」との連携・協働を図るため、住民及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。
- (3) 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、被災地域外からの支援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。

ア 地域防災力の向上

近隣市町村においても大規模な被害が想定されることから、県及び他市町村からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。

イ 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

国の地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第2版）」によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60～70%に達すると評価されており、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

ウ 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震をみると、数時間から数日、あるいは約2

年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1か月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

- (4) この計画に記載のない東南海・南海地震防災対策については、本編第1章「災害予防計画」、第2章「災害応急対策計画」、第3章「災害復旧・復興計画」に基づき実施する。

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2節「防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

村長は、南海トラフ巨大地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに山添村災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営については、災害対策基本法及び山添村災害対策本部条例に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

- (1) 村長は、通常交通機関が利用できない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を定める。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集・伝達については、本編第2章第7節「地震情報の収集・伝達計画」に基づき、実施する。

イ 通信の途絶、交通の障害等により、村長等と災害対策本部の連絡が取れない場合には、副村長、教育長、総務課長の順位により、指揮をとる。

(2) 早期災害情報収集の計画

村は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない場合は、至急その旨を県及び国にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように特に留意する。また、被害の詳細が十分把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第6節「災害情報の収集・伝達計画」に準ずる。

(3) 被害状況の調査・報告計画

地震発生直後から被害状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に関する情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、基本計画編第2章第6節「災害情報の収集・伝達計画」を準用するが、地震が発生した場合は、震度にかかわらず、被害状況及び応急措置の実施状況を県に報告する。また、村域内で震度5強以上を記録した場合は、消防庁へも直接報告する。

(4) 施設の緊急点検・巡視

村は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被害状況等の把握に努める。

(5) 二次災害の防止

村は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

(6) 避難活動

南海トラフ巨大地震は、地震動の継続時間が長く、土砂災害、家屋の倒壊等が発生する危険性が非常に高いと予想されるなか、住民の生命・身体の安全の確保に努めるため、迅速・

的確な避難活動を行う必要がある。

具体的な内容については、基本計画編第2章第1節「避難行動計画」に準ずる。

(7) 消防・救急救助活動

村は、地震による家屋の火災・倒壊被害等が生じ、人命や財産等の影響を及ぼす事態が生じた場合は、消防署、消防団及び住民、自主防災組織等との連携をとりつつ、その全機能を挙げて、人命救助活動、消火活動の応急対策に取り組む。

具体的な消防活動については、基本計画編第2章第30節「火災関係応急対策計画」を準用するが、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

(8) 医療救護活動

村は、村内及び近隣市町村の医療機関に医療救護班の派遣の要請をする。また、この派遣において対応能力が充分でない場合は、県、日本赤十字社奈良県支部、公的医療機関等と緊密な連携を図り、医療救護班の派遣を依頼する。

具体的な内容については、基本計画編第2章第15節「医療救護計画」に準ずる。

(9) 物資調達

村は、発災後適切な時期において、村が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

(10) 輸送活動

緊急輸送に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送の応急復旧の各段階に応じて、迅速、的確に実施するために、関係機関と緊密な連携・連絡を図り、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

緊急輸送活動対策については、基本計画編第2章第16節「緊急輸送計画」に準ずる。

(11) 保健衛生・防疫活動

災害時における防疫措置を県の指導、指示に基づいて実施し、村で実施困難なときは、隣接する市、県（保健所）の応援を得て、感染症の未然防止に万全を期するとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

具体的な活動内容等については、基本計画編第2章第20節「防疫、保健衛生計画」に準ずる。

(12) その他

地震が発生した場合は、被害が拡大し、村単独では対処することが困難な事態が予想される。このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の被害派遣要請のほか、他の機関等への効率的かつ迅速な受け入れ態勢を整える。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日

本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。こうした被害想定を、村及び住民は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努める。具体的な計画については、基本計画編第1章第13節「防災体制の整備計画」及び第20節「食料、生活必需品の確保計画」に準ずる。

イ 村は、県に対して、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応援救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

村は、人員の配備状況を県に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

(1) 村が災害応急対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

ア 奈良県消防広域相互応援協定（県下の消防本部を設置している市町村）

イ 奈良県水道災害復旧相互応援に関する協定

(2) 村は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

(3) 村は必要があるときは、県、各機関並びに自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

(4) 村は、災害が発生し、他の機関からの緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、県及び代表消防機関と連絡体制を確保し、受け入れ体制を確保するように努める。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

村は県と連携し、「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

1 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

村は県の協力のもと、南海トラフ巨大地震等による広域災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化
- (2) 避難場所及び避難所の整備
- (3) 避難路の整備
- (4) 消防用施設の整備等
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備

2 その他

上記以外の事業についても、別に年次計画を定めてその施設等の整備促進に努める。

第5節 防災訓練計画

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、村、住民（自主防災組織等）及び防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

防災訓練計画については、次の点に留意して基本計画編第1章第6節「防災訓練計画」に準じて実施する。

- (1) 村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、概ね年1回実施する。
- (3) 村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

(4) 村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を実施する。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 情報収集、伝達訓練

エ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な防災知識の普及を推進する。

1 村職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、南海トラフ巨大地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 膨大な数の避難者の発生
 - ウ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - エ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - オ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - カ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - キ 復旧・復興の長期化
- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割
- (8) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (10) 家庭内での地震防災対策の内容

2 一般住民等に対する防災知識の普及

住民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主防災意識を普及させるため、村は、県及び関係機関と協力して、インターネット、ホームページ、県政出前トーク等の活用を含めて、住民等に対する防災知識の普及を図る。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わ

せた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (2) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (3) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告の発令基準など避難に関する知識
- (4) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (5) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (6) 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- (7) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- (8) 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ウ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - エ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

村及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容
 - ア 南海トラフ巨大地震等に関する知識
 - イ 地震に伴う原子力災害に関する一般的知識
 - ウ 地震発生時の緊急行動
 - エ 応急処置の方法
 - オ 教職員の業務分担
 - カ 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - キ 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
 - ク ボランティア活動
 - ケ その他
- (2) 教育・指導の方法
 - ア 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
 - イ 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - ウ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- (3) その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4 防災上重要な施設管理者等に対する教育

村は、基本計画編第1章第5節「防災教育計画」に基づき、防災上重要な施設管理者等に対する教育を実施する。

5 自動車運転者等に対する教育

村は、関係機関と協力して、自動車運転者等に対する教育を実施する。

6 相談窓口の設置

県及び村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震は広域的かつ甚大な被害が予想されるので、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、奈良県においても活断層による内陸型地震と同じく非常に多数の死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び被害が極めて甚大となるため他地域からの援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、村は、基本計画編第1章第7節「自主防災組織の育成に関する計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- (1) 南海トラフ巨大地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域から村への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資材や備蓄食糧の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上が重要である。また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所としての協力体制の確立も重要である。

村においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。

第8節 広域かつ甚大な被害への備え

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

1 建築物の耐震性の確保

地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60～70%に達すると評価されている。

南海トラフ巨大地震の被害想定では、本県では津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、「奈良県耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化に重点的に取り組む。（本編第1章第10節「建築物等災害予防計画」参照）

(1) 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から住民が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。村は、住民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、耐震セミナーの開催等により、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、住民の自発的な取り組みを支援する。

また、屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、住民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

(2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正」（平成25年5月29日公布）により、全ての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。村は、既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識の普及・啓発を図る。また、耐震診断が義務化された建築物にあっては、所有者への周知に努め

るとともに、耐震診断に対する助成制度の充実を図る。

(3) 非構造部材の耐震対策

村は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

2 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。

このため、村その他の防災関係機関は、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての今後の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

3 土砂災害対策

本村は、急峻な山岳地帯で平坦地がほとんどない地形である。南海トラフ巨大地震は、地震動の継続時間が長周期にわたることから、村域において土砂災害が発生する危険性が非常に高い。このため、平成13年4月に施行された「土砂災害防止法」により、県及び村は、土砂災害防止対策の推進を図り、土砂災害から住民の生命を守る。

なお、急傾斜地崩壊対策等土砂災害に関する整備等については基本計画編第1章第23節「総合的な土砂災害予防対策」に、地震災害の予防上重要な事項については震災対策計画編第1章第15節「地盤災害予防計画」に、それぞれ準ずる。

4 時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震をみると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1か月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、村は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

5 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生した場合、広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲にわたって不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要となる。

村においては、特に観光客等の避難場所確保や輸送対策等の体制づくりについて整備に努める。

6 文化財保護対策

本村には、指定文化財が多数存在することから、その被害軽減対策の強化が必要である。村は、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年、24年改正、文化庁）に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」（内閣府等）や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」（内閣府・文化庁等）の検討結果を参考にするほか、基本計画編第1章第21節「文化財災害予防計画」に基づき、対策を促進する。